

2-18 日本森林学会中等教育連携推進委員会内規

1. この内規は、定款第 61 条第 1 項第 12 号に定める中等教育連携推進委員会（以下、委員会という）の運営について定める。
2. 委員会は、委員長 1 名と、委員若干名で構成する。
3. 委員長は、中等教育連携推進担当理事とする。委員長は、中等教育連携推進担当主事のほか、大会運営委員会委員および会員のうちから委員を選任し、理事会に報告する。任期は 2 年とし、再任は妨げない。
4. 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
5. 委員会は以下の業務を行う。
 - (1) 学会の社会貢献活動として、学校等の教育関係団体等と連携し、次世代を担う若者に対して、森林関連の学問への理解や関心を促すための支援を行う。
 - (2) 日本森林学会学術大会における「高校生ポスター発表」について、別途定める実施要領に即して実施する。
6. 委員長は、審議の結果を理事会に報告する。
7. 本内規の変更は、委員会が理事会の承認を得て行う。

2017 年 12 月 20 日制定